

援助を受けられる費用（就学援助費支給費目一覧表）

費目	認定区分	支給額									備考										
		要	準	小学校						中学校											
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年		2年	3年								
給食費	月額	×	×	/						/			学校給食費徴収免除のため支給なし。								
学用品費	4月分	×		1,313						1,577			2,543	2,873	転出した場合は、返納していただく場合があります。						
	5月分以降			1,307						1,573			2,537	2,867							
校外活動費	実費			交通費及び見学料の実費									校外授業で参加児童生徒が均一に必要なとする経費								
新入学児童生徒学用品費(入学準備金)	年額	×		51,060	/						60,000	/			4月1日認定者のみ対象(令和5年度の入学準備金入学前支給の受給者は対象外)						
運動着費	年額			/						10,280	/			体育授業時の運動着の経費							
クラブ活動費	年額	×		/			240			1,230			クラブ活動にかかる経費 中学校は部活動入部者のみ								
修学旅行費	限度額			/						/			73,520	交通費、宿泊費、見学料等参加児童生徒の保護者が均一に負担する経費							
メガネ購入費	限度額	×		20,200									メガネ(コンタクトレンズ含)の購入経費(年度内1回分の購入費のみ)認定後、別途申請が必要								
体育実技用具費	限度額	×		/						7,860			体育授業時の武道の実施に係る購入経費(年度内1回分の購入費のみ)認定後、別途申請が必要								
医療費	実費			<p>給付の対象となる病気</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 目の病気 2. 皮膚の病気 3. 耳の病気 4. 鼻の病気 5. のどの病気 6. う歯(むし歯) 7. 寄生虫病 <p style="margin-left: 20px;">(虫卵保有を含む)</p>									トラコーマ(トラホーム)、結膜炎 白癬(たむし)、疥癬、膿痂疹(とびひ) 中耳炎 慢性副鼻腔炎 アデノイド			病院等で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分が対象となります。 なお、「子ども医療証」(子ども医療費助成制度)をお持ちの方は、そちらを優先してください。			医療券が必要となりますので、受診される前に学校に申し出ください。 (墨田区立学校以外は、教育委員会に申し出ください。)		

支給対象の「要」は認定区分が要保護、「準」は認定区分が準要保護になります。

「要保護」(生活保護を受けている方)の就学援助費支給対象外の費目は、福祉事務所から支給されます。

支給期	給食費	学用品費	校外活動費	新入学児童生徒学用品費(入学準備金)	運動着費	クラブ活動費	修学旅行費	メガネ購入費	体育実技用具費	医療費
7月下旬	/	4~6月分	/	○	/	小学校4~6年生	/	/	/	直接医療機関へ振込 (保護者の口座には 振り込まれません)
9月末	/	7・8月分	実施後の支給期	/	年度途中認定者は認定後の支給期	中学校部活動入部者のみ(入部状況確認後の支給期)	実施後の支給期	購入後申請があった後の支給期		
1月末	/	9~12月分		/						
3月末	/	1~3月分		/						

3月末の支給期に間に合わない分がある場合には、令和7年4月末までに支給します。

墨田区立学校以外の在籍者の「給食費」「校外活動費」「修学旅行費」「クラブ活動費(中学校)」の金額については、通学先の学校等に調査を行い、保護者が負担した額と墨田区基準額を比較し、低い金額の方を4月末までに保護者様の口座へ振込みます。